

はじめの一步案 ver. 2 (第 11 回策定委員会意見反映後)

前文

特に条例制定の理念などを強調・表明する必要がある場合に定めるものであり、これまでのキーワードをもとに今後検討します。
(自然との共生・次世代につなぐ・助け合い・まちの活気など)

目的・定義

条例制定の目的と文言の定義を明らかにし、条例全体の解釈及び運用の指針となるもので、条例全体を定める段階で検討します。

古賀市の自治(まちづくり)をより良く進めるための基本的な考え方

- 情報共有…まちのことを知る、古賀学
- 参加 …自由に色々企画できる雰囲気
- 共働 …共働の意義、多様なつながり、対等性、信頼感

古賀市に関する主体の役割・位置付けなど

市民等、議会、行政の役割等 →今後、仕組み・ルールとともに検討

古賀市の自治(まちづくり)をより良く進めるための仕組み・ルール

- 情報共有 …情報の収集・発信
- 参加と共働…対話と交流の場づくり(市民参加、定期的対話集会、組愛)
…コミュニティの推進
(自治会、校区コミュニティ、市民活動団体)
……(住民投票 ※意見にはないが要否について検討)
- 市政 …市民のための市政運営
- 議会 …市民のための議会運営(議会基本条例)
- 活かされる条例にするために…条例の検証、見直し
- その他

まちづくりのキーワード

- 1.まちのことを知る、「古賀学」
- 2.多様な人のつながり、交流、「組愛」
- 3.安全と安心、助け合い・思いやり
- 4.まちの活気、産業
- 5.まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気
- 6.住んで良かったといえるまち、住みたいまち
- 7.次世代にバトンタッチできるまち

「はじめの一步案 ver. 2」(第 11 回策定委員会意見反映後)

- ※1 [] はキーワード・意見の引用元とページ数を示す。[キ]：まちづくりキーワード、[サ]：古賀みらいサマーミーティング報告書(第 8 回策定委員会 資料 3)、[は]：はじめの一步案 ver.0(第 5 回策定委員会 資料 5)
例) [は P2]：はじめの一步案 ver.0 2 ページ
- ※2 「②市民(団体)」には、自治会や校区コミュニティ等の地縁団体(地域コミュニティ)と市民活動団体等の志縁団体を含む
- ※3 **太字(ゴシック体)** は第 11 回策定委員会の意見及び新たに「はじめの一步案 ver. 2」に盛り込んだ内容

前文

大項目	キーワード・意見(第 8 回策定委員会まで) (※1 [] 内の見方参照)	第 9 回～第 11 回策定委員会で 出された案・意見	「はじめの一步案 ver. 2」へ の反映の考え方	「はじめの一步案 ver. 2」に盛り込む内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○まちのことを知る、「古賀学」 ○多様な人のつながり、交流、「組愛」 ○安全と安心、助け合い・思いやり ○まちの活気、産業 ○まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気 ○住んで良かったといえるまち、住みたいまち ○次世代にバトンタッチできるまち 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉社会の人・人生の先輩が、人生の先輩の知恵を子ども達に伝える ・キラリとあたたかいしくみをつくろう 		

【解説】前文(今後の方針・考え方等)

特に条例制定の理念などを強調・表明する必要がある場合に定めるものであり、これまでのキーワードをもとに今後検討します。

(自然との共生・次世代につなぐ・助け合い・まちの活気など)

【参考】松下啓一氏著「自治基本条例のつくり方」より引用

前文は条例制定の由来や背景、自治(まちづくり)の方向性や基本原理、制定者の決意などを述べたもの。

前文には、裁判規範性がないというのが通説的な考え方であるが、それにもかかわらず前文が置かれるのは、条例制定の由来・目的を明らかにして、条例が目指している理想をわかりやすく宣言できること、自由な表現ができる点が、市民が決意表明する場所としてふさわしいことなどが理由である。自治基本条例では前文は完全に標準装備となっている。

前文の基本パターン

- ア. まちの歴史、文化、環境や自治の取組み
- イ. それを発展させた新たな自治のかたちやまちのあるべき姿
- ウ. その実現には市民の主体性や参加とともに自治の関係者の協働(共働)が重要であること
- エ. 自治基本条例を制定する意義や決意

目的・定義

大項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	第9回～第11回策定委員会で 出された案・意見	「はじめの一步案 ver.2」へ の反映の考え方	「はじめの一步案 ver.2」に盛り込む内容
目的				
定義				

〔解説〕目的・定義（今後の方針・考え方等）

条例制定の目的と文言の定義を明らかにし、条例全体の解釈及び運用の指針となるもので、条例全体を定める段階で検討します。

古賀市の自治（まちづくり）をより良く進めるための基本的な考え方

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	第9回～第11回策定委員会で 出された案・意見	「はじめの一步案 ver.2」へ の反映の考え方	「はじめの一步案 ver.2」に盛り込む内容
自治の 基本的な 考え方	情報共有	○まちのことを知る「古賀学」〔キ〕			
	参加	○まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気 〔キ〕			
	共働	○多様な人のつながり・交流、「組愛」〔キ〕	<ul style="list-style-type: none"> ・自由にスピーディに動ける～市民の力（行政にはない） ・共働の前提：対等な関係 ・対等な関係には十分なインフォームドコンセント（正しい情報を得た上での合意）が必要 ・合意したら責任を果たす ・おしつけない・やらない自由 		

〔解説〕古賀市の自治（まちづくり）をより良く進めるための基本的な考え方（今後の方針・考え方等）

古賀市の自治（まちづくり）をより良く進めるための基本的な考え方を示すもので、条例全体を定める段階で検討します。

古賀市に係る主体の役割・位置付け、古賀市の自治（まちづくり）をより良く進めるための仕組み・ルール

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	第9回～第11回策定委員会で 出された案・意見	「はじめの一步案 ver. 2」へ の反映の考え方	「はじめの一步案 ver. 2」に盛り込む内容	
					誰が	何をする
情報共有	情報の収集・ 発信	○(再掲)まちの事を知る「古賀学」〔キ〕 ・課題や解決策が共有されていない〔サ P8〕 ・古賀のよい点を発掘し、共有する〔サ P5〕	・効果的な情報発信・収集する手法・ツールの有効性・必要性（例：ヘルステーション設置事業の周知等）	・どの主体にも共通する考え方		
		・古賀で会社勤めだが、古賀のことをわかる機会がない〔は P1〕 ・情報を得る方法が少ない。仕事が忙しく回覧板を見ていない〔は P1〕 ・古賀をよく知らない。良いところをもっと知ってPRしていきたい〔サ P21〕	・市民（個人）が、情報の収集・発信に関して能動的に動く ・市民が、議会傍聴や議会だよりを見る ・インターネットを見る、載せる（「誰が」の記載なし）	・市民（個人）の自治・まちづくりに関する情報への関わり方	①市民（個人）	・積極的にまちづくりに関する情報を収集・発信する
		・(再掲)古賀で会社勤めだが、古賀のことをわかる機会がない〔は P1〕 ・(再掲)情報を得る方法が少ない。仕事が忙しく回覧板を見ていない〔は P1〕 ・(再掲)古賀をよく知らない。良いところをもっと知ってPRしていきたい〔サ P21〕 ・防災、高齢化、独居が増えて情報共有が難しい。人命と個人情報保護〔サ P16〕	・市民（団体）が、情報発信する ・市民が、議会傍聴や議会だよりを見る ・コミュニティ（団体）は、情報を発信する ・行政と自治会が地域活動・行事を発信する ・近所の情報を得られない人に情報を伝える（「誰が」の記載なし） ・市民（団体）が情報発信する場をつくる（「誰が」の記載なし） ・(再掲)インターネットを見る、載せる（「誰が」の記載なし） ・興味がない人でも興味を持つような企画・情報伝達方法（無関心層への働きかけ） ・活動内容や会計情報などの公開・共有 ・成功事例の共有 ・（自治会の加入促進）自治会活動の内容を積極的に知らせる（情報開示）	・市民（団体）の自治・まちづくりに関する情報への関わり方 ・市民（団体）が情報共有を推進するための場や機会の充実を行うもの	②市民（団体） ※2	・積極的にまちづくりに関する情報を発信する（地域活動、行事など） ・市民がまちづくりに関する情報を収集・発信しやすい環境づくりを行う
		○(再掲)まちの活気、産業〔キ〕	・企業が、情報発信する ・企業が情報発信する場をつくる ・(再掲)インターネットを見る、載せる（「誰が」の記載なし）	・企業の情報への関わり方 ・企業の役割・位置付け	③企業	・積極的にまちづくりに関する情報を発信する（社会貢献活動、行事など）
		・(再掲)情報を得る方法が少ない。仕事が忙しく回覧板を見ていない〔は P1〕 ・(再掲)古賀をよく知らない。良いところをもっと知ってPRしていきたい〔サ P21〕 ・古賀市の行政運営の動きがわからない〔サ P23〕	・行政が、市民からの情報をキャッチする ・行政が、市民にわかりやすいように情報発信する ・行政と自治会が地域活動・行事を発信する ・行政は、市民、個人が情報発信しやすいようにしていく ・行政が、情報発信する場をつくる ・(再掲)企業が情報発信する場をつくる（「誰が」の記載なし） ・(再掲)インターネットを見る、載せる（「誰が」の記載なし）	・市の自治・まちづくりに関する情報への関わり方 ・市が情報共有を推進するための場や機会の充実を行うもの	④市	・市民からの情報を収集する ・市民に分かりやすく情報を発信する ・市民がまちづくりに関する情報を収集・発信しやすい環境づくりを行う
	（意見なし）	・議員が、お金（税金）の動きを透明にする。 ・(再掲)インターネットを見る、載せる（「誰が」の記載なし）	・議会の自治・まちづくりに関する情報への関わり方	⑤議会	・市民に分かりやすく情報を発信する	

〔解説〕情報の収集・発信（サマーマーケティング・策定委員会等での意見のまとめ）

市民・企業等の各主体がまちづくりに関心を持ち、それぞれの取組等まちづくりに関する情報を積極的に収集・発信することが重要である。（古賀学）

また、そのために、各主体が行っている取組等の情報を、各主体が収集・発信しやすいように、市等が環境づくりを行うことが必要である。

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	第9回～第11回策定委員会で 出された案・意見	「はじめの一步案 ver. 2」へ の反映の考え方	「はじめの一步案 ver. 2」に盛り込む内容	
					誰が	何をする
参加と 共働	対話と交流の 場づくり（市 民参加、定期 的対話集会、 組愛）	○(再掲)多様な人のつながり・交流、「組愛」〔キ〕 ○まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気 〔キ〕 ・人と人とのつながりから新しいことが生まれる 〔サ P5〕	・多様な世代：高齢者、現役世代、親、若者、 子ども など ・多様な立場：退職者、居住地、考え方の違う (同じ)人、市職員 など	・どの主体にも共通する考 え方		
		○.安全と安心、助け合い・思いやり〔キ〕 ・市民の意見だけでなく、市職員、市議の意見 も聞きたいし、それらもすりあわせて条例づ くりをしていくのが良い〔サ P17〕 ・(再掲)防災、高齢化、独居が増えて情報共有 が難しい。人命と個人情報保護〔サ P16〕 ・まちづくりに関わるのにハードルが高い。知 らない、きっかけがない〔サ P12〕 ・企画を言える場がない〔サ P16〕 ・まちづくりに住民の意見を取り入れて欲しい 〔サ P20〕	・隣近所(市民)は、交流と対話を個人(市民) に働きかける ・同じ目的(趣味等)を持った人(市民)が、 交流・対話する ・校区を越えた市民が、街コンをする ・市民と市職員が、意見交換会、討論会をひら く ・近所の人、災害情報を伝える、助ける、災 害弱者の命を守る	・日頃からの地域の交流・ 対話があってこそ災害な ど緊急事態の対応、地域 での助け合いに結びつく もの(災害への対応を条 例に盛り込むかについ ては要検討)	①市民(個人)	・同じ地域に暮らす人や、同じ思いを共有する人など、 多様な世代や立場の人々と対話・交流する
		○(再掲)次世代にバトンタッチできるまち〔キ〕 ・地域の人たちや世代の違う人たちとのコミュ ニケーションがとれるまちづくり〔サ P13〕 ・(再掲)先輩の知恵をどう受け継ぐか、どう伝 えるか →色んな世代から、色んなものを受 けとることのできる場はあるのか〔は P2〕 ・(再掲)まちづくりの担い手が固定化している と感じる。現在の充実した担い手から次の世 代へと、どうバトンを渡していくか、今から 考えないと〔サ P10〕	・地域の人、高齢者と子どものふれあう場を つくる ・(再掲)福祉会の人・人生の先輩が、人生の先 輩の知恵を子ども達に伝える ・若者と高齢者がお互いに得意なことを教え 合う ・行政区が、公民館を開放し、活用していく ・行政・自治会が、世代の違う人々の集う場を つくる ・若者が集える仕組み、若者の活躍の場・機会 ・多様な(世代・立場の)人々の出会い、交流 を促すもの・こと ・市と校区コミュニティの対話と交流をより充 実させる	・多様な世代や立場の人々 の対話・交流を推進する ための場づくりを行うも の	②市民(団体) ※2	・多様な世代や立場の人々の対話・交流の場づくりを 行う
		(意見なし)	(意見なし)		③企業	—
		・(再掲)まちづくりに関わるのにハードルが高 い。知らない、きっかけがない〔サ P12〕 ・(再掲)企画を言える場がない〔サ P16〕 ・(再掲)まちづくりに住民の意見を取り入れて 欲しい〔サ P20〕	・(再掲)市民と市職員が、意見交換会、討論会 をひらく ・(再掲)行政・自治会が、世代の違う人々の集 う場をつくる ・(再掲)若者が集える仕組み、若者の活躍の 場・機会 ・(再掲)多様な(世代・立場の)人々の出会い、 交流を促すもの・こと ・(再掲)市と校区コミュニティの対話と交流を より充実させる	・多様な世代や立場の人々 が自治・まちづくりに参 加できる場・機会とし ての意見交換会、討論会	④市	・多様な世代や立場の人々が対話・交流できるよう意 見交換会、討論会等を開く
・(再掲)まちづくりに関わるのにハードルが高 い。知らない、きっかけがない〔サ P12〕 ・(再掲)企画を言える場がない〔サ P16〕 ・(再掲)まちづくりに住民の意見を取り入れて 欲しい〔サ P20〕	・市議会、議員が、対話集会を定期的を開催す る	・議会がつくる市民の自 治・まちづくりへの参加 の場・機会としての対話 集会	⑤議会	・市民と自由に意見交換する集会等を開催する		

〔解説〕対話と交流の場づくり（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）

各主体が互いに連携・協力し合える関係を築いていくためには、情報共有の仕組みづくりに加え、対話と交流を推進する場づくりが必要である。

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	第9回～第11回策定委員会で 出された案・意見	「はじめの一步案 ver. 2」へ の反映の考え方	「はじめの一步案 ver. 2」に盛り込む内容	
					誰が	何をする
参加と 共働	コミュニティの推進（自治会、校区コミュニティ、市民活動団体）	○(再掲)安全と安心、助け合い・思いやり〔キ〕	〈地域コミュニティ〉 ・地域のつながりが防犯や健康づくりにもつながる（あいさつ、ラジオ体操など）	・各主体に共通の考え方		
		<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな能力をもった人の活用が、まちづくりになる〔サ P10〕 ・様々な経験・知識を持った優秀な人材が多いが活かしきれていない〔サ P6〕 ・地域の世話役や役員のなり手がいない〔サ P18〕 ・自治会未加入者の増加〔サ P15〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が、地域の活動に積極的に参加する ・自分たちの地域を自分たちで良くしていこうという意識付け ・地域活動、地域コミュニティへの参加により得られるもの・こと ・子どもの時から地域コミュニティについて学ぶ、親（子育て世代）も一緒に学ぶ ・地域包括ケアシステム（住み慣れた地域で最期まで暮らせる態勢）の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の地域活動への関わり方 	①市民（個人）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動に積極的に参加する ・自分たちの地域を自分達で良くしていこうという主体性（当事者性）を持つ
		<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気〔キ〕 ・校区内でのコミュニティ活動はさかん。校区同士の活動がもっとあった方が良い〔サ P15〕 ・いろいろな能力をもった人の活用が、まちづくりになる〔サ P10〕 ・(再掲)様々な経験・知識を持った優秀な人材が多いが活かしきれていない〔サ P6〕 ・(再掲)自治会未加入者の増加〔サ P15〕 ・地域の方の心があたたかい（見守り隊など）→次世代につなげていきたい〔サ P17〕 ・(再掲)地域の世話役や役員のなり手がいない〔サ P18〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティは、開かれた場にする ・コミュニティが開かれた場であることを知ってもらおう（「誰が」の記載なし） ・(コミュニティ等の)団体が、組織づくりに必要な人材を発掘する ・人材の発掘…企画ができる人、リーダーシップを発揮できる人 ・(再掲)興味がない人でも興味を持つような企画・情報伝達方法（無関心層への働きかけ） ・つながりづくり＝友だちづくり ・ヘルスステーション設置事業などのテーマごとの活動を通じて <ul style="list-style-type: none"> ○世代間をつなぐ ○地縁団体と志縁団体の連携を図る ・交流や楽しみが継続するモチベーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の充実、コミュニティの推進等、まちづくりにおける市民（団体）のあり方 	②市民（団体） ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・(市民に)自発的な加入や参加を働きかける ・市民が活動に参加しやすい環境づくりを行う ・市民の意欲、経験、知識を活かす ・(市民団体同士で)連携・協力する
			<ul style="list-style-type: none"> 〈地域コミュニティ〉 ・世代間でのつながり、地域間でのつながり ・(再掲)地域のつながりが防犯や健康づくりにもつながる（あいさつ、ラジオ体操など） ・ニーズを知り、ニーズに応える ・若い人のニーズは若い人にしかわからない（活動に若い人を取り込むためには、若い人の話を聞き、若い人が活動できる環境を整える必要がある。また、若い人に限らず当事者のニーズに応えるためには、当事者の参画が必要である。） ・住民が自発的に参加しようと思う地域コミュニティになるには <ul style="list-style-type: none"> ・地域を支えようとする人をさらに支えたい ・権利ばかり主張する住民への怒り ・校区コミュニティと自治会の役割分担（住み分け） ・地域コミュニティの行事が多すぎる ・自治会活動を担っている人が校区コミュニティ活動を担うと負担が大きい ・少数の人に役割（役員など）が偏っている <ul style="list-style-type: none"> ○人材が足りない（共働きが多くなった） ○ライフスタイルや社会の変化に合った地域コミュニティへの参加のあり方とは？ ○(例)若い人に役割を振る（次世代に任せる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会と校区コミュニティの役割(分担)については今後検討 	地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・顔の見えるつながりづくりを行う ・市民のニーズを知り、様々な世代、団体等と連携・協力して地域でできることを考え、安全・安心の地域社会づくりを行う

		<p>〈自治会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会が、加入してもらうためのパンフレットの配付をする 自治会活動は自分のためになる 自治会の必要性と自主性 自治会の役割が明確でない (再掲) (自治会の加入促進) 自治会活動の内容を積極的に知らせる (情報開示) 高齢化が進むと、活動が立ちゆかない自治会が出てくる可能性がある 市から自治会への依頼事項が多い 補助金申請など市へ提出するための書類の事務作業が多い (事務の簡素化が必要) (市民の貴重な税金を財源としていることから透明性の確保及び説明責任があることを考慮したうえで、効率的な補助金交付のあり方を検討する必要) 自治会内で役割分担をする (役員だけでなく、みんなで負担を分かち合う) 				
	・校区コミュニティの今後の進め方を明確に [サ P8]	<p>〈校区コミュニティ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 校区コミュニティと行政が、子ども会・育成会の加入 (促進)、健全な子育て 校区コミュニティのメリット <ul style="list-style-type: none"> ○区長 (自治会長) 同士の連携 ○学校行事との連動 ○より広い範囲で活動できる (スケールメリット) ○だれでも参加しやすい 高齢化等により将来、活動が困難になった自治会が出てきても、校区全体で支えることができる 「地域の人を地域で守ろう」という意識が強くなってきた校区もある 拠点づくり…地域住民がいつでも相談できる事務局体制、いつでも使える拠点の整備 校区コミュニティが有効に機能するためには体制づくりが必要 校区内で福祉会や民生委員などとのネットワークを強化する 			自治会	
	・行政・校区・自治会がそれぞれやるべきことを考えるのが基本なのは [サ P23]					
	・「内なる分権」～行政から地域にやれることを分割し、地域がやれることを拡大し、活性化する [サ P18]					
	(意見なし)	・区費を負担したり、地域の防災活動に参加したりしている企業もある			③企業	—
	・共働が少ない。市民の意欲を活かすシステムがない・知られていない [サ P6]	・(再掲)コミュニティが開かれた場であることを知ってもらう (「誰が」の記載なし)	・コミュニティの推進における行政の役割		④市	・コミュニティの推進のための支援を行う
	・地域活動に対する市の助成強化、各種団体の交流の場が不足 [サ P11]	・行政は、コミュニティ活動に必要な話題と場所の提供をする				〈校区コミュニティ〉
	・ボランティア活動の支援が必要 [サ P11]	<p>〈校区コミュニティ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> (再掲) 校区コミュニティと行政が、子ども 				

		<ul style="list-style-type: none"> 会・育成会への加入（促進）、健全な子育て ・校区コミュニティの充実にむけた市の支援 <ul style="list-style-type: none"> ○話し合いの場づくり ○情報提供 ・(再掲)拠点づくり…地域住民がいつでも相談できる事務局体制、いつでも使える拠点の整備 ・(再掲)校区コミュニティが有効に機能するためには体制づくりが必要 			・校区コミュニティの充実にむけた支援を行う
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)行政・校区・自治会がそれぞれやるべきことを考えるのが基本なのは〔サ P23〕 ・市民と市職員の分業（住分け）が不明確〔サ P17〕 ・(再掲)校区コミュニティの今後の進め方を明確に〔サ P8〕 ・(再掲)「内なる分権」～行政から地域にやれることを分割し、地域がやれることを拡大し、活性化する〔サ P18〕 				
	(意見なし)	(意見なし)		⑤議会	—

〔解説〕コミュニティの推進（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）
地域での生活は、人と人のつながりや助け合いにより営まれて**いる。おり、この、つながりや助け合いが地域の防犯や地域住民の健康寿命の延伸にも寄与している。**また、地域では、自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、NPO 等により様々な活動が活発に行われている。
住み良い地域であるためには、市民一人ひとりが様々な経験・知識を活かし、自治会をはじめとする地域の活動に積極的に関わっていくことが重要である。
また、市民（団体）は、自らの活動を展開していくなかで、新たな人材の発掘や参加しやすい開かれた体制づくりを行うことが重要である。
自治会、校区コミュニティ等の地域コミュニティはその地域の課題に対応するため、多様な世代、立場の人のニーズを知り、連携、協力し、より良い地域社会づくりを行うことが重要である。
また、地域コミュニティの中には、ヘルスステーション設置事業など特定のテーマごとの活動があり、それらの活動を通じ、世代間交流、地域コミュニティと市民活動団体などの志縁団体との連携を図ることが期待される。
今後更に地域コミュニティによるまちづくりを活性化させるためには、校区コミュニティと自治会の役割分担を検討する必要がある。
校区コミュニティは、自治会同士の連携や小学校との連携において効果的に機能しているが、更なる活性化のため、事務局機能の充実など体制づくりが必要となっている。
自治会は、その地域の代表組織として、夏祭り、敬老会などの親睦事業、行政文書配布などの市からの依頼業務など様々な活動を行っているが、その一方で少子高齢化の進行や共働き世帯の増加等により、少数の住民に役割が偏っていることもある。自治会役員の負担軽減のため、市からの依頼業務の軽減等**を検討する必要がある。**
市は、地域活動者がまちづくりの基礎を担う者であることを認識し、地域活動を活性化するよう支援を行うことが必要である。

〔解説〕住民投票（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）
住民投票については、サマーミーティング・策定委員会等で意見がなかったものの、第5回策定委員会において、相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科の松下啓一教授より、議論してもらいたいこととして挙げられていたことから、住民投票を自治基本条例に盛り込む必要があるのか等について今後議論する。

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	第9回～第11回策定委員会で 出された案・意見	「はじめの一步案 ver.2」へ の反映の考え方	「はじめの一步案 ver.2」に盛り込む内容	
					誰が	何をする
参加と 共働	（住民投票）	※意見にはないが要否について検討				
市政	市民のため の市政運営	（意見なし）	（意見なし）		①住民（個人）	—
		（意見なし）	（意見なし）		②住民（団体）	—
		（意見なし）	（意見なし）		③企業	—
		○（再掲）まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気〔キ〕 ・（再掲）まちづくりに関わるのにハードルが高い。知らない、きっかけがない〔サ P12〕 ・（再掲）企画を言える場がない〔サ P16〕 ・（再掲）まちづくりに住民の意見を取り入れて欲しい〔サ P20〕 ・要望に対して行政の対応が遅い〔サ P18〕 ・（再掲）古賀市の行政運営の動きがわからない〔サ P23〕	・行政は、市民から発信された情報を市政運営に反映させる ・行政は、市民のクレーム・要望を全て公開し、どのように対応したかを公開する ・行政に対する不信感の払拭	・市民の意見・要望等の受け止め方・取扱い方	④市	・市政運営に反映させるため、市民の意見等を広く聴く機会の充実を図る ・市民の意見、要望、提案等へ適正、公正に対応する
		○（再掲）安全と安心、助け合い・思いやり〔キ〕 ・（再掲）市民と市職員の分業（住分け）が不明確〔サ P17〕				
	（意見なし）	（意見なし）		⑤議会	—	
議会	市民のため の議会運営 （議会基本 条例）	（意見なし）	（意見なし）		①住民（個人）	—
		（意見なし）	（意見なし）		②住民（団体）	—
		（意見なし）	（意見なし）		③企業	—
		（意見なし）	（意見なし）		④市	—
		・（再掲）市民の意見だけではなく、市職員、市議の意見も聞きたいし、それらもすり合わせて条例づくりをしていくのが良い〔サ P17〕 ・市民、議会で意見を出し合い、人が増えてよくなるまちづくりを〔サ P26〕	・議会は、市民の意見を政策に反映する ・市議会、議員が、対話集会を定期的に開催する ・議員（議会）が、議会報告会を開く	・市民との関係における議会のあり方 （議会基本条例）	⑤議会	・市民の多様な意見を把握して市政に反映する ・市民と自由に意見交換する報告会や集会等を開催する
活かされる 条例にする ために	条例の検証、 見直し	※意見にはないが要否について検討				
その他			・楽しいはモチベーション！ ・キラリとあたたかいしくみをつくりたい	・現在のところ、前文や原則、仕組み・ルールに盛り込めないが、今後検討する項目を整理するため「その他」を設定	—	—

〔解説〕 市政運営（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）

市では、これまでも、附属機関の委員の公募やパブリックコメント等、様々な取組を行っているが、今後も、あらゆる機会を利用して、市民意見を市政に反映する機会を充実させることが必要である。

市政を運営する上で、市民から市に対して寄せられる様々な意見、要望、提案等へ適切に対応することは、市民との信頼関係を構築するうえで重要となる。

〔解説〕 議会運営（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）

市議会は、報告会等を通じ市民の意思を的確に把握し、議会の活動及び政策の立案に反映させていくことが重要である。

※参考：市民から選挙で選ばれた市長と同様に、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市議会は、市民の代表機関としての役割を担っている。古賀市議会では、平成25年度に議会基本条例を制定し、議会及び議員活動の活性化と充実に必要な基本的事項を定めている。